

ちゅうおう 消費者だより

P.1 「民法」が120年ぶりに大改正
P.2～3 こんな時どうすればいいの？
P.4 中央区消費生活相談の概要 (令和元年度)

第178号

編集発行

中央区
消費生活センター
☎3546-5332
ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

令和2年10月

2020年4月1日施行

「民法」が120年ぶりに大改正

～改正民法から私たちの生活を考えてみましょう！～

民法は生活を支える上の基本的なルール

スーパーで買い物をする、スマートフォンでネットショッピングをする、スポーツジムに通う、海外旅行に行く、電車に乗る・・・私たちは、さまざまな生活の場面で契約をしながら生活をしています。この「契約の基本」を定めている法律が民法です。



お互いの意思が合致すれば「契約」が成立します。
安易な契約（約束）をすることは禁物です。

- 契約は、口約束でもお互いが合意すれば成立する。
- 契約書に押印がなくても、契約は成立する。
- 特別の定めがある場合を除き、契約書などの書面作成は不要。
- 契約は、当事者双方の合意がなければ、キャンセルができない。

なぜ？大きな改正が行われたのでしょうか？

社会経済の変化（グローバル化・インターネットの普及など）に対応するために実質的なルールを見直すとともに、今まで裁判や取引の実務で適用してきた基本的ルールをあらためて民法の条文で明確にしました。契約に関連する「債権法」が主に改正され、施行日の2020（令和2）年4月1日以降の契約から適用されています。

成年年齢は、2022（令和4）年4月から18歳から引き下げられます。
主な民法の改正点を、身近な例で次ページに紹介します。

中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く。）

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 中央区役所1階
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

例1 認知症の母がした契約はどうなるの？

意思能力

最近物忘れが多く、認知症と診断された高齢の母が、私の留守中に訪ねてきた事業者と布団セットを契約してしまった。契約書類は受け取っているが、必要がないので解約をしたい。



Point

- 意思能力=契約などの行為の結果を判断することができる精神能力のことです。
- 重度の認知症などで意思能力がない者の法律行為は無効であることが、民法の条文に明記されました。また、原状回復義務もなくそのまま返せばよいことになります。
- 意思能力がないことが外見上分からないことも多いので、成年後見制度を利用することが最善です。

成年後見制度についてのご相談は

問合せ先

中央区社会福祉協議会
成年後見支援センター「すてっぷ中央」
TEL: 03-3206-0567
メール: step@shakyo-chuo-city.jp

認知症の診断だけでは意思能力がないと判断されない場合もあります。ご家族で後見制度利用の検討を！

例2 3年経てば支払い義務がないのでは？

消滅時効

3年前に引っ越した際にプロバイダの契約の住所変更やキャンセル等の手続きをしていなかった。3年分の基本料金を請求されたが、時効で支払わなくてもよいのではないかと？



Point

- 以前は、「短期消滅時効」で商品代金は2年、工事請負契約は3年など、例外的に短期間に定められていました。

民法改正後

- ▶ 権利を行使（請求）ができることを知った時から → **5年**
- ▶ 権利を行使（請求）できることを知らなくても、行使できる時から → **10年**

2020年4月1日以降に発生した売買代金等の債権が対象です。

2020（令和2）年3月31日までの債権は短期消滅時効を適用

契約クイズ

以下の内容が正しいかを○か×かでお答えください。

- Q1. 店にTシャツの取寄せを依頼した。口約束なので引き取らなくてもよい。 (○ ×)
- Q2. 未成年の娘が高額なエステ契約をしていた。親が取消しできる。 (○ ×)
- Q3. 3年前の商品代金を支払ってなかった。改正民法では支払わなくてもよい。 (○ ×)

答えは
3P下!

例3 保証人の責任はどこまで？ 保証契約

会社経営の友人から「事業資金が一時的に回せなくなった。絶対迷惑をかけない」と言われ、3年前に金融会社の保証人を引き受けた。ところが、友人の会社は倒産してしまい、金融会社から連帯保証人になっていると督促状が届いた。連帯保証人は、ただの保証人ではないと言われたがどうということか。

友人は倒産しても
裕福な暮らしぶりなのに・・・
知らなかった！
連帯保証人の責任が
重いなんて！



Point

- 連帯保証契約は、通常の保証契約と異なり、主債務者の財産の有無に関わらず、連帯保証人に返済を求めることができます。
- 改正民法では、個人が事業用の借入れの保証人になる場合は、公証人による保証意思確認の手続きが必要となります。この手続きを経ずにした保証契約は無効となります。(事業用の貸付以外の保証は、従前どおり保証意思確認は不要)

個人が事業用の借入れの保証人になる場合、公証人による意思確認が必要に

※改正前の保証契約は対象外です。

例4 賃貸マンションを退去するとき 敷金と原状回復

家賃8万2000円の賃貸マンションに4年間住んでいたが退去した。貸主からクロスやフローリングの傷の修理代金を請求された。フローリングの傷は小さな凹み傷で、クロスは日焼け等によるもので請求に納得がいかない。敷金以上の請求を受けている。

きれいに使っていたのに
クロスの張替え代金の全額請求？
敷金では不足？修繕費を追加請求された！



Point

- 「敷金」の定義が、家賃などの金銭債務を担保する目的で借主から貸主に渡す金銭とはじめて定められました。
- 保証金なども担保目的であれば、「敷金」に該当します。
- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」には敷金や原状回復に関する指針が提示されています。

国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

経年変化や通常の使用での損耗は、貸主負担です。請求明細で確認をすること！

相続法の改正 (2019 (平成31) 年1月から段階的施行)

Point

- ▶ 配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、遺産分割で配偶者居住権を取得できます。終身又は一定期間無償で居住できます。
- ▶ 相続人以外の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭の請求ができます。

- ★掲載した内容以外にも、さまざまな改正がされています。
- ★個々の法律の解釈は難しいので、複雑な契約等は弁護士に相談しましょう。



中央区消費生活相談の概要 (令和元年度)

令和元年度の中央区に寄せられた消費生活相談は1,567件で、昨年度(1,534件)から33件増加しました。契約に関する相談が1,210件で、相談全体の4分の3以上を占めています。

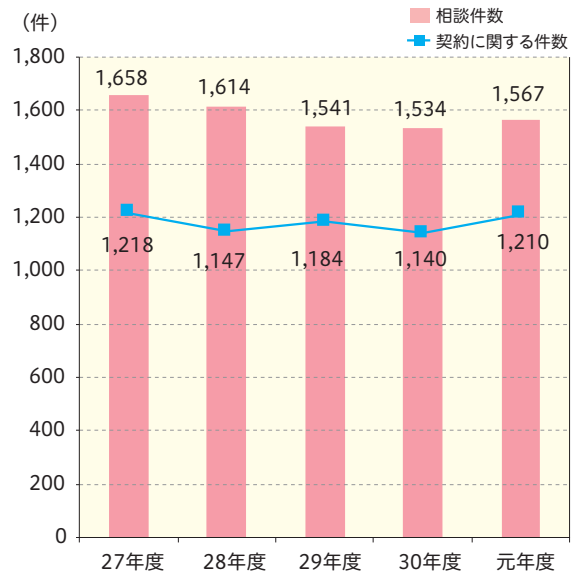
商品・役務(サービス)別に見ると、最も多いのは「運輸・通信サービス」に関するもので、200件以上の相談が寄せられています。特に多いのは、情報商材に関する相談です。情報商材とは、情報を売り物にすることをいいます。SNSや副業サイトなどで、「簡単な作業で誰でも稼げる」「儲かるノウハウを教える」とうたい、情報が書かれたPDFファイルやUSBを購入させる手口です。内容は期待にこたえるものではなく、返金を求めても、既に情報は提供済みとの理由で応じません。また、情報商材はクーリング・オフの対象外です。最初に契約するかを慎重に検討することが大切です。

次に、大手通販サイト業者や配送業者をかたった、SMSによる架空請求の相談も多数受けています。SMS(ショートメッセージサービス)で、「サイト利用料が未納です」などと、架空の未払分を請求したり、大手配送業者の名前で「不在のため持ち帰った」などと送り、記載のURLから再配達の入力をすると、個人情報などを詐取したりします。このようなSMSは無視してください。

「レンタル・リース・貸借」では、賃貸住宅の原状回復費用に関する相談が目立ちました。賃貸住宅を退去する際、高額な原状回復費用を貸主に請求されたというものです。トラブルを避けるため、入退居時に双方が立ち会い、損耗箇所を記録したり、確認事項を書面にすることが重要です。

その他に、「他の商品」の中で、法務省などの公的機関をかたり、「訴訟が起こされた」などのハガキを送ってくるなどの相談が多くあります。訴訟が提起された場合は、ハガキの通知はありませんので、無視してください。

年度別相談件数の推移



商品・役務(サービス)別相談件数【総数 1,567件】

